

衆議院議長様
参議院議長様

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

【請願趣旨】

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するという内容です。同条約の実効性を高めるために 1999 年の国連総会で採択され、2017 年 1 月現在、締約国 189 カ国中 108 カ国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016 年に日本の条約実施状況の審議を行った女性差別撤廃委員会はもちろん、2012 年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を日本政府に勧告しています。

第 4 次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。政府がこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准することを要望します。

【請願項目】

1、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

名 前	住 所

2017. 2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20